き電設備 回生電力貯蔵装置整備工事【設計】 仕様書

第1章 設計業務の概要

1. 1 工事等の名称

き電設備 回生電力貯蔵装置整備工事【設計】

1. 2 契約期間

契約締結の翌日から令和2年1月31日まで

1.3 目的

本設計は、千葉都市モノレールにおける殿台変電所に回生電力貯蔵装置を新設するための、各種資料を作成することを目的とする。

1. 4 設計方針

既存の変電設備を十分に把握し、トータルコスト、き電電力の削減量、保守性、モノレールの営業運転に支障しないこと等を考慮し、設計を行うこと。

1. 5 設計対象設備概要

(1) 設計対象設備

殿台変電所内 回生電力貯蔵装置

1. 6 設計内容

本設計は、回生電力貯蔵装置の新設に関する各種設計を行なうものであり、概要は以下のとおりである。詳細は、第5章 特記事項に示す。

(1) 概要

既存設備への悪影響が出ないようにしつつ、省エネ効果を最大限発揮できるよう設計すること。また、変電所停電時に駅間に停止した車両を最寄り駅まで安全に退避させることができるよう設計すること。なお、本装置は変電所更新に伴ってスペースを確保するため、寸法等を考慮した設計を行うこと。

1. 7 納品場所

千葉市稲毛区萩台町199-1

千葉都市モノレール株式会社 技術部電気課

第2章 総則

2. 1 適用

受注者は、詳細設計委託仕様書(以下「仕様書」という。) に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合は、監督員と協議するものとする。

2. 2 用語の定義

仕様書に使用する用語の定義は、 次の各項に定めるところによる。

- ア 「受注者」とは、設計業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは 会社その他の法人をいう。
- イ 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は主任技術者若しく は担当技術者に対する指示、承諾、協議、設計業務の進捗状況の確認及び設計仕様 書に記載された内容の履行状況の確認等の職務を行う者をいう。
- ウ 「主任技術者」とは、契約の履行に関し、設計業務の技術上の管理及び統括等を行う 者で受注者が定めた者をいう。
- エ 「担当技術者」とは、主任技術者の下で、必要により変電設備、電気設備等の業務ご とに、その業務に関する技術者の総括を行う者で、受注者が定めた者をいう。
- オ 「契約図書」とは、業務委託契約書(以下「契約書」という。)及び設計仕様書をいう。
- カ 「設計仕様書」とは、仕様書、特記事項(特記事項に定める資料及び基準等を含む)、 別冊の図面、設計説明書及びこれらの図書に係る質問回答書をいう。
- キ 「設計説明書」とは、発注者が当該設計業務の留意事項等を説明するための書面をいう。
- ク 「指示」とは、監督員が受注者に対し、設計業務の遂行上必要な事項について実施させることをいう。
- ケ 「報告」とは、受注者が監督員に対し、設計業務の遂行に係る事項について、書面を もって知らせることをいう。
- コ 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た設計業務の遂行上必要な事項 について、 監督員が書面により同意することをいう。
- サ 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者とが対等の 立場で合議することをいう。
- シ 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印 したものをいう。
- ス 「検査」 とは、契約図書に基づき設計業務完了の確認をすることをいう。

2. 3 提出書類

(1)関係書類の提出

受注者は、発注者が指定した様式により、関係書類を遅滞なく監督員に提出しなければならない。

(2) 提出書類の様式

受注者が、発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、 受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、監督員がその様式を指示した場合はこれに従わなければならない。

2. 4 資料の貸与及び返却

- (1) 受注者は、敷地現況図、駅構築構造図、既設の意匠図・各設備図、その他業務に必要な資料及び基準等で、発注者が貸与可能と判断したもの(以下「設計資料」という)については、発注者から借り受けることができる。
- (2) 受注者は、設計資料を善良な管理者の注意を持って取り扱わなければならない。万一 紛失又は損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において代品を納め若しくは原状 に復し返還し、又はこれらに代えてその損害を補償しなければならない。
- (3) 受注者は、設計業務完了前に発注者へ設計資料を返却しなければならない。

第3章 設計業務の実施

3. 1 設計業務の内容

設計業務の内容は、「き電設備 回生電力貯蔵装置整備工事【設計】」における本委託について、各法令に基づいた各種計算及び各更新ステップにおける必要な関連工事の検討を行い設計業務を行う。なお、業務の詳細については、第5章の特記事項による。

3. 2 設計業務の着手

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに設計業務に着手しなければならない。
- (2) 受注者は、設計業務の着手時に監督員の指示を受け、次に掲げる事項についてその内容を十分に把握しなければならない。
 - ア 回生電力貯蔵装置の整備目的
 - イ 設計条件
 - ウ 仕様書及び適用基準等
 - エ 設計業務の内容

3. 3 設計業務の方針

- (1) 受注者は、監督員と打ち合わせを行い、施設の整備目的やその内容等を十分に把握し、設計業務を遂行しなければならない。
- (2) 受注者は、材料、工法等について、品質、コスト、工期、安全性等の検討を十分に行い、監督員に報告しなければならない。
- (3) 受注者は、設計業務の実施に当たり、監督員の指示する設計対象概算工事費をもって 適切なコスト管理を行わなければならない。
- (4) 使用のCADソフトは原則として「AutoCAD」とし、これによらない場合は監督員の承諾を得なければならない。

3. 4 適用基準等

- (1) 受注者は、設計業務の実施に当たっては、特記事項に示す基準等(以下「適用基準等」 という。)に基づき行うものとし、これ以外の適用基準等を使用する場合は、監督員 の承諾を得なければならない。
- (2) 受注者は、適用基準等により難い工法、材料、製品、特許等を採用しようとする場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、設計に係る計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程 を明記するものとする。また、電子計算機によって設計に係る計算を行う場合は、プログラムについて、あらかじめ監督員に報告しなければならない。
- (4) 適用基準等で市販されているものについては、 受注者の負担において備えるものと する。

3.5 設計工程表

(1) 受注者は、設計業務の進捗予定、報告の時期及び内容について、監督員と協議のうえ 設計工程表を作成し、契約締結後14日以内に監督員に提出しなければならない。

- (2) 受注者は、設計工程表の重要な内容を変更する場合は、その都度監督員に変更設計工程表を提出しなければならない。
- (3) 受注者は、設計業務着手時に監督員と協議のうえ、設備設計を適切に行うために必要な図面の範囲及び内容並びに遂行時期を決定し、その遂行時期を設計工程表に記載しなければならない。
- (4) 受注者は、設計工程表又は変更設計工程表に基づき設計業務を実施しなければならない。

3.6 主任技術者

- (1) 受注者は、設計業務における主任技術者を定め、発注者に通知しなければならない。 なお、主任技術者は、同種の業務経験を有する者であることの承認を受けた者又は発 注者が認めた者とする。
- (2) 受注者又は主任技術者は、各担当技術者と十分に協議のうえ、相互に協力しつつ、設計業務を実施しなければならない。

3. 7 担当技術者

- (1) 受注者は、設計業務における各担当技術者を定め、発注者に通知しなければならない。 なお、設計業務の実施に当たって、鉄道設備の同等規模の設計実績・知識を有する技術者を定めること。
- (2) 各業務間相互の設計内容について十分に打ち合わせを行い、設計内容の調整を行わなければならない。

3.8 再委託

- (1) 受注者は、簡易な業務を除く設計業務の一部を再委託する場合は、当該設計業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。
- (2) 受注者は、前項の設計業務を再委託する場合は、協力会社の設計業務執行体制、経歴等の概要を監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、協力会社に対し設計業務の実施について、適切な指導及び管理を実施しなければならない。

3.9 打合せ及び記録

- (1)受注者は、設計業務を適正かつ円滑に実施するため、監督員と密接に連絡をとり、設計業務の方針、条件等の疑義を正すものとする。
- (2) 受注者は、設計業務の進捗状況に応じて業務ごとに監督員へ中間の報告をし、十分な打合せを行うものとする。
- (3) 受注者は、監督員が必要に応じて進捗状況の報告を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。
- (4) 受注者は、監督員と打合せを行った都度、その内容について受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。

3.10 設計仕様書と設計内容が一致しない場合の修正義務

受注者は、設計の内容が設計仕様書又は監督員の指示若しくは協議や打合せの内容に適合しない場合において、監督員から修正を求められたときは、速やかに応じなければならない。

3.11 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、設計業務の実施に当たっては、以下に示す法令の他、その他関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

- (1) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年12月国交省令第151号)
- (2) 軌道建設規程(大正12年12月内務・鉄道省令)
- (3) 軌道運転規則(昭和29年4月運輸省令第22号)
- (4) 電気工作物施設標準(千葉都市モノレール(株))
- (5) 電気事業法
- (6) 環境基本法
- (7)消防法
- (8) その他関連法規(社内基準を含む)

3.12 設計業務の成果物

- (1) 受注者は、設計業務が完了したときは、遅滞なく特記事項に定める成果物を委託完了届とともに監督員に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、成果物を、監督業務、監理業務等に当たり第三者が適切な指示を行えるよう、 設計内容がわかりやすいように整理しなければならない。
- (3) 成果物の意匠権、著作財産権は、千葉都市モノレール株式会社に帰属するものとする。

3.13 検査

- (1)受注者は、発注者に対して設計業務の完了を委託完了届により通知するときまでに、別に定める設計等の委託に係る書類を監督員に提出しておかなければならない。
- (2)受注者は、検査日等の通知があった場合は、その検査に立会わなければならない。 第4章 その他

4. 1 守秘義務

- (1) 受注者は、監督員の承諾なく成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を他人に閲覧、貸与又は譲渡してはならない。
- (2) 受注者は、積算業務の資料の管理については、他の者に漏れないよう厳重を期さなければならない。

4. 2 不当介入に対する通報報告

受託に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合 (再受注者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。)は、契約約款に基づき、監督員への報告及び所轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力を行うこと。

第5章 特記事項

5.1 特記事項の摘要

本特記事項は、き電設備回生電力貯蔵装置整備工事【設計】に適用する。

5. 2 検討項目の概要

以下のとおりの項目について検討すること。また、必要に応じて項目を追加すること。

- (ア) 各図面
- (イ) き電電力の削減可能量
- (ウ) 回生吸収性能
- (エ) 非常走行性能
- (才) 現場調査写真
- (カ) 打合せ議事録
- (キ) 変電機器との協調、整合性
- (ク) その他検討が必要な事項

5. 3 設計条件

- 5. 2の検討項目を比較検討するにあたり、評価の視点は以下の項目を基本とすること。
 - ① 各図面(保護連動表、展開接続図、姿図など)を作成すること。
 - ※1 保護連動については、変電所側との保護連動も含む。
 - ※2 54BP の保護連動・インターロック機能も含む
 - ② き電電力量を、別添資料1の表3の通りに削減できるかをシミュレーションし、機器仕様に反映させること。
 - ③ 非常走行性能は、15年後においても非常走行運転条件を十分満足するよう設計する こと。(別添資料1表2を参照)
 - ④ その他詳細仕様については別添資料を参照して設計すること。

5. 4 調査および評価方法

調査および評価は、現地調査、ヒヤリング、下記の技術関連資料および法令等により根拠を明確にし、比較検討の上、考察を加えること。

- ア変電設備関連図書類
- イ 鉄道に関する技術基準及び電気設備技術基準他
- ウ その他関連法令

5. 5 現地調査の実施について

設計開始前には、十分に現地調査を行い、設備状況、環境等を理解しておくこと。なお、 現地調査は、原則監督員立ち会いにより行うこと。

5. 6 報告書

現状を調査の上、設計条件に照らして、比較検討した結果をとりまとめて報告すること。また、必要に応じて中間報告を行うこと。

5. 7 電子データで提出された設計図書の利用承諾

発注者は、受注者から電子データで提出された設計図書を、当該設計による事業のため、 次の目的に利用することができるものとする。

- (1) 工事発注時に入札参加希望者に対し、電子データを積算用として貸与するとき。
- (2) 工事施工時に受注者に対し、成果物及び竣工図等の作成用として電子データを貸与するとき。

5.8 成果物及び提出部数

基本設計業務の提出図書及び提出部数は次表による。

一条不成所未初りに田邑首次した田師教は代表による。			
提出図書	部数	電子	備考
		データ	
・設計図の原図(A1)	1部	\circ	原則 dwg 形式
A1をA3に縮小した原図	1部		
・設計図の製本(A1)	3部		
・設計図の縮小製本(A3)	3部		
• 更新基本計画報告書	3部	\circ	原則 doc 形式
• 工事費概算書	1部	\circ	xls 形式
各種検討書・計算書	1部	\circ	
• 現場調査写真	1部	\circ	原則 jpg
・打合せ議事録	1部	\circ	原則 doc 形式
・シミュレーション結果	1部	\circ	

5. 9 添付資料

別添資料1 回生電力貯蔵装置詳細仕様

5.10 事業費

本事業の総事業費は、装置製作、据え付け工事費等を合わせて1.9億円程度とする。